



JASDAQ

2021年6月16日

各位

会社名 日邦産業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 岩佐 恭知  
(東証 JASDAQ/名証第二部・コード 9913)  
問合せ先 取締役コーポレート本部長 三上 仙智  
(TEL. 052-218-3161)

## 株主による臨時株主総会の招集請求に関する当社対応のお知らせ

当社は、2021年6月4日付の「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社の株主から、会社法第297条第1項に基づく臨時株主総会の招集の請求（以下「本請求」といいます。）に係る書面を受領しておりました。本日、当社の取締役会は、臨時株主総会の招集請求には応じないことを決議し、その旨を当該株主に回答いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本請求をした株主の概要

(1)	名称	フリージア・マクロス株式会社
(2)	所在地	東京都千代田区神田東松下町17番地
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 奥山 一寸法師

注：フリージア・マクロス株式会社（以下「請求人」といいます。）は、当社の総株主の議決権総数の100分の3以上の議決権を6カ月前から継続して有する株主です。

#### 2. 本請求の内容

##### (1) 株主総会の目的である事項

議題：2021年4月24日付で無償割当ての効力が発生した新株予約権の無償取得の件

##### (2) 議案の要領

2020年6月24日開催の第69期定時株主総会において継続が決議された「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」に基づき無償で割り当てられた新株予約権につき、取締役会が当該新株予約権の発行要項第12項（2）に基づき無償で取得するよう求める旨を決議する。

##### (3) 提案の理由

上記新株予約権は、請求人による適法かつ正当な当社の株式の取得を妨げるにとどまらず、当社の取締役会が例外事由該当者による当該新株予約権の譲渡を承認するか否かによって株主間での利益の移転の有無に際を生じさせ、これに伴う株主への課税リスクを惹起しており、現状において当社の株式の安定的な取引を阻害し、株主共同の利益を損なっている。これを解消するためには、当社の取締役会が当該新株予約権の発行要項第12項（2）に基づき新株予約権を無償で取得することが不可欠であり、株主総会において、取締役会に対し、かかる無償取得を行うよう求める旨を決議することが適当である。

#### 3. 本請求への対応、及び、本請求に関する当社の考え

当社の取締役会は、本日、臨時株主総会の招集請求には応じないことを決議し、その旨を請求人に対して連絡いたしました。

すなわち、会社法上、新株予約権の無償取得をするよう取締役会に求める旨の議案を目的とする臨時株主総会の招集請求権は認められてはならず、当社の定款においても新株予約権の無償取得をするよう取締役会に求める旨の議案が株主総会にて決議できる旨の規定は存在

しないところ、以下の理由から、当社が、その任意の裁量による判断としても、臨時株主総会を招集すべきではないと考え、これを行わないことといたしました。

すなわち、当社による本新株予約権の株主の皆様への無償割当ては、請求人が、当社が第69期定時株主総会で継続を承認された「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）に違反する態様で、当社の株式を対象とする公開買付けを開始したことに起因するものです。当社は、2021年4月26日付プレスリリースのとおり、請求人が公開買付けを撤回し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動の継続が相当でないと考えられる状況に至った場合には、本新株予約権を無償取得する方針を表明していますので、当社としては、請求人は、当社に対して本新株予約権の無償取得を求めるのではなく、あくまでも自ら公開買付けを撤回すべきであると考えています。加えて、このコロナ禍において、多数の人の往来・接触を生じさせる株主総会を開催する必要性や理由を、当社として見出すことができません。

なお、本新株予約権の無償割当てに対して、請求人が行った差止等の仮処分の申立ては、現在も裁判手続中にありますが、名古屋地方裁判所の保全異議審・名古屋高等裁判所の保全抗告審のいずれにおいても本プランの有効性が承認されており、当社としては、請求人は裁判所において有効と判断された本プランに違反していること（よって、当社は、裁判所により有効と認められる本プランの遵守を求め、本新株予約権の無償割当てをしていること）は明白な事実となっているものと認識しています。

以 上